

## 都市計画道路西知多道路に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

### はじめに

知多北部都市計画道路1・3・5号西知多道路及び常滑都市計画道路1・3・2号西知多道路に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載する必要がある。

### 1 全般的事項

- (1) 事業計画の具体化に当たっては、環境に十分配慮するとともに、適切に調査を実施し、確実性の高い予測及び評価を実施すること。
- (2) 今後選定される具体的なルートや道路構造については、環境保全上の観点を含め、選定理由をわかりやすく示すこと。
- (3) 調査地点及び予測地点については、道路構造、住居の立地状況等を踏まえ適切に設定するとともに、設定理由をわかりやすく示すこと。
- (4) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。

### 2 大気質、騒音、振動

- (1) 交通量、騒音及び振動等の状況を十分踏まえ、環境に影響の少ない工事車両のルート設定に努めること。
- (2) 事業実施区域及び周辺地域には、住宅地、学校、福祉施設等が存在していることから、低公害型の建設機械の積極的な導入等により、環境負荷の低減を図ること。

### 3 低周波音

事業計画の具体化に合わせ、住居系市街化区域等では将来の住居等の立地可能性も考慮し、適切な地点で調査、予測及び評価を行うこと。

### 4 水質

- (1) 事業実施区域及び周辺地域には、河川、ため池等が存在することから、工事に伴い発生する濁水の流出防止に十分配慮すること。
- (2) 休憩所を設置し、施設からの排水を公共用水域へ排出する場合は、水質への影響を低減するため、十分な配慮を行うとともに、適切な地点で調査、予測及び評価を行うこと。

## 5 土壌

一部区間で盛土工事が想定されていることから、汚染された土壌等が混入しないよう十分な配慮を行うこと。

## 6 動物、植物、生態系

- (1) 現地調査で希少な猛禽類の営巣等が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導、助言を得ながら、適切に調査を実施すること。
- (2) この地域の生態系ネットワークに十分配慮し、必要に応じ、野生動物の移動経路を確保する等、適切な事業計画を検討すること。
- (3) 事業実施区域及び周辺地域には、水辺の動植物の生息生育の場であるため池が存在していることから、事業計画の具体化に当たっては、その保全に十分配慮すること。
- (4) 照明灯の設置により野生動植物への影響を生じさせないように、自動車交通の安全性が確保できる範囲内で、機器の選定、設置方法等に十分配慮すること。

## 7 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

事業実施区域には史跡及び周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するため、事業計画の具体化に当たっては、その保存に十分配慮すること。

## 8 廃棄物等

残土や廃棄物の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生量の抑制に努めること。

## 9 温室効果ガス

事業に伴う温室効果ガス排出量を把握するとともに、温室効果ガス排出量の削減に十分配慮すること。

## 10 その他

準備書の作成に当たっては、方法書に対する住民等の意見を十分検討し、わかりやすいものとなるよう配慮すること。